

〒 981-0933

仙台市青葉区柏木1丁目2-40

ブライツシティ柏木702号室

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘 殿

令和2年9月1日

〒 980-0811

仙台市青葉区一番町1丁目17-24

高裁前ビル4階

ひかり法律事務所
弁護士 佐藤美砂


TEL 022-262-6118 FAX 022-262-6798

東北・みやぎ復興マラソン事務局の代理人として、貴法人の2020年（令和2年）7月16日付再照会書に対し、下記のとおり回答申し上げます。

記

1 2019年大会の収支について

① 大会収支について

大会収支は公開しておりませんので、ご回答致しかねます。

再照会の理由において、東京マラソンでは収支が公開されていると指摘されています。

しかし、東京マラソンの主催者は自治体であり、参加料・協賛金に加えて、自治体からの多額の補助金を受けて開催されています。

一方、本マラソンは、民間企業である株式会社仙台放送が主催し、自治体からの補助金を受けることなく開催しております。本マラソンについて、東京マラソン等自治体が主催する大会と同様の取扱をすることは困難ですので、ご理

解いただきたくお願ひ致します。

② 興業中止保険について

興業中止保険に加入しておりましたが、同保険金の支払は受けておりません。

2 2020年大会の参加料返金について

① 参加料返金に関する費用について

参加料返金に関する費用は、収入で賄うことはできませんので、赤字分は主催者が負担します。

② 規約規定の対応と異なる対応を取る理由について

本マラソンの規約においては、大会が中止された場合であっても、参加料等を返金しないことを明記しております。

しかし、2020年大会は、開催予定日の半年以上前に中止を決定しました。中止決定段階では、大会実施のための準備もそれほど進行しておらず、大会運営にかかる費用も一部しか発生しておりませんでした。

また、新型コロナウイルス感染拡大により日常生活に甚大な影響が生じ、困難な状況が続いていること等諸般の事情を考慮の上、2020年大会については、参加料を返還することを決定した次第です。

本マラソンは、自治体からの補助金を受けることなく、参加料収入をベースに運営しております。マラソン大会の実施にあたっては、事前準備の段階で多額の費用を支出するため、中止となった場合でも参加料等を返金しないことと定めています。本マラソンの運営を今後も維持していくためにも、上記規約については変更する予定はございません。

以上、ご回答申し上げます。